

平成 20 年度

財政援助団体並びに
公の施設の指定管理者
に対する監査報告書

登米市監査委員

第1 監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定に定める財政援助団体等に対する監査の概要は、下記のとおりである。

1 監査の実施団体

【補助団体】

No.	監 査 対 象 団 体	所 管 課
1	もっこり大地の恵振興協議会	農林政策課
2	登米市和牛ブランドづくり推進協議会	農産園芸畜産課
3	米山町ボランティア連絡協議会	長寿介護課
4	ヘルシーフード21研究会	商工観光課
5	なかだスポーツクラブ“パティオ”	体育振興課

【指定管理者】

No.	監 査 対 象 団 体	所 管 課
1	石森コミュニティ運営協議会	生涯学習課
2	なかだスポーツクラブ“パティオ”	体育振興課

2 監査の実施期間

平成21年1月19日（月）から平成21年1月21日（水）まで

3 監査の方法

財政援助団体においては、団体の概要、規約、平成19年度予算書及び決算書のほか、実績報告書及び補助金等に係る関係書類（出納関係・領収書等の証拠書類の整理状況等）の提出を求め突合を行い、関係者から説明を聴取し監査を実施した。

所管課においては、補助金等交付申請、交付決定、額の確定通知に係る関係書類の提出、また指定管理に関しては協定書の提出を求め、さらにそれぞれの要綱に基づき事務執行が適正かつ効率的に行われているか、団体への指導監督は適確に行われているかなどに留意し、関係者から説明を聴取し監査を実施した。

公の施設の指定管理者においては、団体の概要、定款、組織図、規定、事業計画書、平成19年度予算書及び決算書、実績報告書などの関係書類の提出を求め、協定書に基づいた管理業務等について、関係者からの説明を聴取し監査を実施した。

第2 監査執行者

監査委員 星 紘 毅
監査委員 清水上 芳 江
監査委員 佐々木 康 明

第3 監査の結果・意見

提出された関係書類等に基づき監査を実施した結果、当該団体の出納その他の事務の執行及び担当所管課の事務はおおむね良好であったが、団体の会計経理において必要帳簿の未整備及び証拠書類の不備が散見された。

今後もそれぞれの団体等において、適正かつ効率的な事務事業の執行に向けて、一層の努力を望むものである。

〔補助団体〕

1 産業経済部

(1) 団体名：もっこり大地の恵振興協議会

補助金名：もっこり大地の恵振興協議会補助金 500,000 円

所管課：農林政策課

【概要】

この補助金は、地域から生産される資源を活用した新たな産品開発や販売戦略の構築を目指し、構成団体の共通認識と実践活動による地域の発展と新しい農村社会の形成を図るため、もっこり大地の恵振興協議会に対し交付されたものである。

団体においては、補助金の目的に沿った活動が行われており、また、補助金に係る出納その他の事務並びに補助金に関する所管課の事務は適正に執行されていたが、検討を要する事項は下記のとおりである。

【指摘・改善事項等】

(団 体) ○団体の会計規程がないので、早急に作成されたい。

(所管課) ○団体の事務局を南方総合支所地域生活課に置き、会計事務を担っている。団体の指導・育成を推進しながら自主運営できる体制づくりについて、今後検討されたい。

(2) 団体名：登米市和牛ブランドづくり推進協議会

補助金名：登米市和牛ブランドづくり推進協議会負担金 366,000 円

所管課：農産園芸畜産課（旧畜産課）

【概要】

この負担金は、市並びにみやぎ登米農業協同組合及び生産者組織等との密接な連携のもとに繁殖牛、肥育牛の生産拡大、ブランド化を図り販売促進と利益性向上を目的とするため、平成18年11月に設立された登米市和牛ブランドづくり推進協議会に対し交付されたものである。

負担金については、当初予算で8,000千円が予算計上されたが団体からの請求額は3,770千円であった。平成20年2月に4,230千円の減額補正を行い、更に5月に3,404千円を戻入れている。

詳細は、下記のとおりである。

【予算の執行状況】

(単位：円)

内容等	金額	備考
当初予算額 (平成19年度)	8,000,000	
負担金請求額 (平成19年7月)	3,770,000	
負担金支出額 (平成19年8月)	3,770,000	
補正減額 (平成20年2月)	△4,230,000	2月定例議会
予算現額	3,770,000	
負担金の戻入れ (平成20年5月)	3,404,000	出納整理期間中
歳出執行額	366,000	

【指摘・改善事項等】

(団体) ○団体の会計規程がなく市の規則に準じているが、実情に合わせた会計規程を早急に検討・作成されたい。

○団体の体制整備に努め、とめ産和牛のブランド化を推進されるよう尚一層努力されたい。

(所管課) ○事務局を農産園芸畜産課内に置き、補助申請事務及び会計事務等庶務を同課内で行っている。団体との役割体制を明確にし適正な事務執行に当たられたい。

○負担金請求額と当初の予算に大きなひらきがある。財政援助を受けた団体の事業計画や内容の的確な精査を行い、適切な予算計上並びに事業運営を行うよう指導に努められたい。

- (3) 団体名：ヘルシーフード21研究会
補助金名：地域産業振興事業補助金 963,000円
所管課：商工観光課

【概要】

この事業は、全額県負担の補助事業で市で予算化をし交付された補助金である。地域の食材や食資源を活用した商品開発、食と農の連携ビジネスモデルの研究を主な目的とするため実施した。構成員は、市内の3企業である株式会社北上食品、有限会社伊豆沼農産、株式会社みやぎ東和開発公社である。

この補助金は、構成員である株式会社北上食品が開発した「乾燥おから」を素材にした様々な分野への活用方法と有効性の検証、さらに有効活用することによる廃棄物の削減、地域内産業の振興を図るためヘルシーフード21研究会に対し交付されたものである。

団体においては、補助金の目的に沿った活動が行われているが、補助金に係る出納関連の事務において、補助事業の経理としての帳簿の作成など改善を要する事項が見られた。

詳細は、下記のとおりである。

【指摘・改善事項等】

(団体) ○会計処理においては、補助金に係る帳簿を完備され明確に処理されたい。

(所管課) ○予算の計画に基づいた適正な事務の執行に努め、また団体に対する適切な事業運営が行われるよう指導されたい。

2 福祉事務所

- (1) 団体名：米山町ボランティア連絡協議会
補助金名：ボランティア推進事業補助金 900,000円
所管課：長寿介護課（旧生活福祉課）

【概要】

この補助金は、ボランティア活動を円滑に行うため、会員相互の連絡調整と情報交換を図りながら福祉の向上の推進を図るため、米山町ボランティア連絡協議会に対し交付されたものである。

団体における会計経理は、帳簿整備に改善を要する事項が見られた。補助金等交付に係る所管課の事務は、適正に執行されていた。

詳細は、下記のとおりである。

【指摘・改善事項等】

(団 体) ○団体の会計経理において、現金出納簿がなく預金通帳を代用し経理を行っていた。また、領収書等証拠書類の不備が見られたので適正な会計処理に努められたい。

(所管課) ○補助団体の会計経理において、書類等の整備を図り適正な会計処理をされるよう指導されたい。

3 教育委員会

(1) 団 体 名：なかだスポーツクラブ“パティオ”

補助金名：中田町総合型地域スポーツ振興補助金 5,940,000 円

所 管 課：体育振興課

【概要】

この補助金は、地域住民の親睦と交流・体力向上・健康増進等を推進するため、市内各町域内に拠点を置き地域住民が主体的に運営する「総合型地域スポーツクラブ」の1つであるなかだスポーツクラブ“パティオ”に対し交付されたものである。同団体は、平成16年1月18日に設立し、地域住民の生涯スポーツの受け皿として活動している。

団体の補助金に係る出納その他の事務は、決算時の会計処理方法に改善を要する事項が見られた。

所管課における補助金に係る事務は、補助金等交付申請書や実績報告書などの関係書類の精査、また団体に対する指導・監督を適切に行うよう努められたい。

詳細は、下記のとおりである。

【指摘・改善事項等】

(団 体) ○会計経理において、会計年度を超え平成20年4月に支払いを行った前年度の未払金を含めた金額で決算されていた。今後は、適切な会計処理をされたい。

(所管課) ○補助金等交付申請書及び実績報告書の精査を的確に行うとともに、団体に対する指導・育成に努められたい。

[指定管理者]

1. 教育委員会

- (1) 団体名：石森コミュニティ運営協議会
補助金名：指定管理委託料 17,030,510 円
所管課：生涯学習課

【概要】

石森コミュニティ運営協議会は、石森ふれあいセンターの指定管理者として平成17年3月から管理業務を行っている。同協議会は、地域住民の自主活動の促進、生活環境の整備、さらに地域に根ざした活動を通じて住み良い地域社会をつくることを目的に組織されている。また、平成20年度で指定管理期間の満了となることから、次年度からの継続を平成20年12月市議会定例会において議決されている。

協定書に定める管理業務に係る出納関連の事務においては、適正に管理されていた。当施設は地域にとって重要な施設でもあるため、今後も適切な管理運営を継続されたい。

所管課においては、指定管理者モニタリング実績評価調書などから業務の履行・確認を行っているが、今後も評価、検証に努められたい。

詳細は、下記のとおりである。

【指摘・改善事項等】

(団体) ○指定管理料に含まれる委託料等の契約内容についても、事業報告書として提出されたい。

(所管課) ○提出された事業報告書の精査を的確に行い、団体に対し指導監督を適切に行うよう努められたい。

- (2) 団体名：なかだスポーツクラブ“パティオ”
補助金名：指定管理委託料 11,180,000 円
所管課：体育振興課

【概要】

なかだスポーツクラブ“パティオ”は中田球場（5,140千円）及び諏訪公園（6,040千円）の指定管理者として、平成19年4月から管理業務を行っている。

協定書に定める管理業務に係る出納関連の事務については、適正に管理されていた。市としても重要な施設であるため、今後も適切な管理運営を継続

されたい。

所管課においては、協定書に基づいた事業報告や指定管理者モニタリング実績評価調書などから業務の履行・確認を行っているが、今後も評価、検証に努められたい。

詳細は、下記のとおりである。

【指摘・改善事項等】

(団 体) ○団体規約に、公の施設の管理に関する項目を設定する必要があると思われる。今後、規約の整備をされたい。

(所管課) ○特になし